

# 産科医療補償制度について

平成21年1月1日以降に分娩される方を対象に、新しい制度がスタートしています。お産のときに、何らかの理由で障害を抱えてしまった場合、その赤ちゃんご家族のために一定の補償がされるようになります。当院でもこの制度に加入しています。



## 産科医療補償制度の目的

● 分娩に関連して発症した脳性まひの赤ちゃんや、その家族の経済的負担を速やかに補償すること

● 脳性まひ発症の原因分析を行い、将来の脳性まひ発症の予防に資する情報を提供すること

## 補償の対象

平成21年1月1日以降に出生した赤ちゃんで、以下の両方の基準を満たす場合が補償の対象になります。

① 生まれた時の体重が2000グラム以上、かつ、妊娠33週以上のお産

② 身体障害者程度等級の1級または2級に相当する重度の脳性まひ

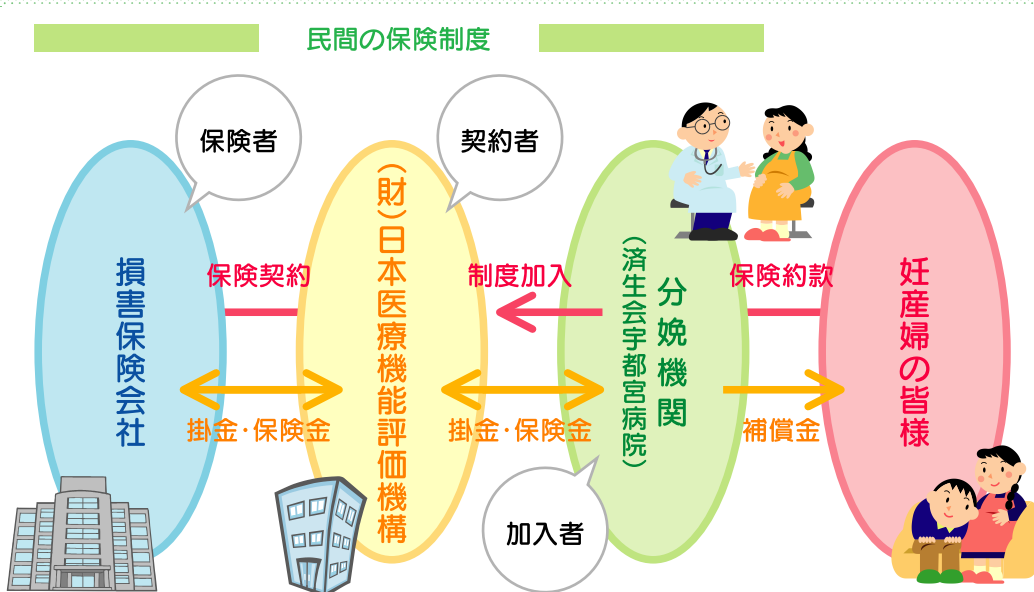
\* 妊娠28週以上の赤ちゃんについても、個別審査によって補償の対象になる場合があります。

\* 先天性の要因(両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常又は先天異常)や、新生児期の要因(分娩後の感染症等)である場合等は、この制度の対象とはなりません。

## 補償内容

看護・介護のために、600万円が一時金として支払われます。その他、総額2400万円が補償金として20年間にわたり分割で支払われます。

## 補償の仕組み



出産を扱う病院・診療所・助産所がこの制度の加入者となり、制度の運営組織に掛け金を支払って契約を交わすことになります。